

財務省告示第四百一十号

國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月十九日

利付国庫債券（十年）（第二百四十三回）

名稱及び記号

法律発行の項及び根柢法

發行方法

郵政事業の取扱い及び取得による国債の募集

額五百円五百六十萬円一百六十億円四十萬円

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) いに次しはてに二十に取得する者が非居住者に又おいて、次に掲げる国債に係る金額から前記(一)の算式により百算出で

十業休をし平
三日業支、成

号に日払次十た利第条租は法
に支にうの五す子九の税第第
お払当。算年もの条二特百十
いうたた式三の非の、別七条
てへるだに月を課三第措十、
規以としよ二除税第四置六第
定下き、り十くに二条法
す、は支算日。係項の第
る次、払出を。要規若条一
期号そ期し支。日及のがた払
にび翌銀金期
つ第嘗行額と

ハ 口
はにさ子
一発混
括行藏
登時寄
録に託
され登
おされ
登得お
のれ登
いれ登
てもにが
るに三四
第一て
要規若
件定し、
をすぐ第
満るは四
はく税の又

録徵債以い二大関括
さ収の下う号藏す登發がをがに(一)國
れさ利同。に省る錄行で乗適當の法人
るれ子じ以規令省へ
もるに。下定第令國に
の者係(一)同す四へ債
のるがじる号昭のて
記所さ。
名得れ(一)和一、
に税てを括第五括登
よがい除登二十登錄
り源るく錄條五錄へ
登泉国。を第年に一

いて同じ。)。

額面金額又は登録金額 $\times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十
七
六
五
四
三
十
一
二

払
募
込
集
期
期
日
間
支
額
限
後
第
の
利
期
利
期
子
以

平十平取国日額平利てを毎
成四成扱債本面成子、支年
十年十店代銀金ニ支をそ払三月
四十四並理行額十支の期とし、
年一年び店の百四十日以
十月十に及本円年う。前日
一十月取店に九月各及
月四二扱び、つ月六各及
二日十郵國支き二月支び
十ま四便債店百十日間払九
日で日局元、円日
か利代に期月
ら金理属に二
平支店すお十
成払、るい日